

東北農政局オープンカウンター方式実施要領

1 目的

この要領は、東北農政局（以下「当局」という。）が実施するオープンカウンター方式により見積合わせを行う場合の取扱について、以下のとおり必要な事項を定める。

2 定義

オープンカウンター方式とは、一般競争に準じた見積合わせ方式で、見積りの相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

3 対象となる契約

この要領は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 99 条第 2 号から第 7 号に規定するもののうち、契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が本方式によることが適当であると認めるものを対象とする。

4 参加資格

見積合わせに参加できる者は、次に掲げる事項に該当する者とする。

（１） 予決令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２） 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

（３） 公告の日から見積書の提出期限までの期間に東北農政局長から指名停止を受けている者でないこと。

（４） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

（５） その他、オープンカウンター方式による見積依頼公告（以下「見積依頼公告」という。）で指定する条件がある場合は、当該条件に適合する者であること。

5 見積書の提出方法等

（１） 見積合わせを行うときは、当局において見積依頼公告を窓口及びホームページ上で閲覧に供するほか、電子調達対象案件については、併せて電子調達システム上で公開する。

（２） 見積合わせに参加を希望する者は、本要領及び当局が提示する見積依頼公告、仕様書等を熟読のうえ見積りしなければならない。この場合に、仕様書等について疑義があるときは、見積合わせの日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を

求めることができる。

(3) 見積書の金額は、諸経費等の費用を含んだ合計金額を記載すること。

なお、見積書に記載された金額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率を乗じた額に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって採用価格とするので、見積者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税等の税率を乗じた額に相当する額を除いた金額を見積書に記載すること。

(4) 見積書の提出

一 紙又はメールの場合

ア 見積書の見積金額の内訳を要する案件については、「品目・規格（品名、型番等）・数量・単位・単価・価格・電子くじ番号（3桁）」のすべての項目が記載された見積書（別紙様式 1-1）を使用すること。

ただし、見積依頼公告で別に様式を指定した場合を除く。

見積金額の内訳を要しない案件については、「案件名・電子くじ番号（3桁）」が記載された見積書（別紙様式 1-2）を使用すること。

イ 見積書は、見積依頼公告に記載の見積書の提出期限（以下「提出期限」という。）内に提出すること。

ウ 紙の場合は、「(案件名) 見積書在中」と記載した封筒（別紙様式 2-1 参照）に見積書を封入し提出すること。

なお、見積書を郵送する場合は、二重封筒とし、中封筒に上記事項を記載し、これを表封筒に封かんのうえ、書留郵便又は「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便により提出期限内に提出するものとする。この場合、表封筒に「(案件名) に係る見積書在中」（別紙様式 2-2 参照）と記載すること。

エ メールの場合は、見積依頼公告に記載のメールアドレス宛てに、送信すること。

二 電子調達システムの場合

ア 「電子調達システム利用規約」及び電子調達システムで定める手続きを十分承知のうえ、見積依頼公告に記載の提出期限内に電子調達システムで定める手

続きに従い提出すること。

イ 電子調達システムにおいて、内訳書の添付を必須とする案件にあつては、見積内訳書（別紙様式 1－3）を添付すること。

ただし、見積依頼公告で別に様式を指定した場合を除く。

(5) 契約保証金

免除する。

(6) 同等品での見積り

見積りに際し、仕様を満たす品として例示品を提示する場合がある。この場合、同等品以上の品で見積るときは、カタログ等仕様のわかる書類等を添え、見積書の提出前に当局窓口へ申し出を行い、確認を受けなければならない。

なお、確認を受けていない同等品での見積りは無効とする。

(7) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

(8) 電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合は、別途通知する日時に変更する場合がある。

(9) 見積人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

6 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積りは無効とする。

(1) 提出期限までに到着しない見積り（参加資格を証明する書類を含む）

(2) 見積りに参加する資格を有しない者による見積り

(3) 記名を欠く見積り（電子調達システムによる場合を除く）

(4) 金額を訂正した見積り

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り

(6) 同一人による見積りで金額の異なる 2 通以上の見積り

(7) 見積り品等の事前確認が必要な見積りにあつては、事前に確認を受けていない者による見積り

(8) その他、連合による見積り、暴力団に關与する者による見積りなど、不適切と認められる見積り

7 契約の相手方の決定

(1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りを行った者を契約の相手方とする。

(2) 契約の相手方となるべき同価格の見積書を提出した者が 2 者以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該見積りをした者にくじを引かせ

て契約の相手方を決定するものとする。当該見積りをした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係の無い職員にくじを引かせる。

なお、電子調達システムの電子くじにより契約の相手方を決定することができるものとする。

- (3) 電子調達システムでは、見積参加者の利便性向上のため電子くじ機能を実装しているが、電子くじを行うには、見積参加者（紙又はメールによる見積参加者を含む）が任意で設定した 000～999 の数字が必要となることから、電子調達システムにより見積りをする者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力すること。

紙又はメールにより見積書を提出する者も、くじ引きについては電子調達システムで行うことが可能であることから、見積書に電子くじ番号（任意の 3 桁の数字）を記載することとするが、電子くじ番号の記載がない場合、又は記載が明確でない場合は、見積事務に関係のない職員が電子くじ番号を代わって決定する。

- (4) 見積合わせの結果は、適宜の方法で通知する。
- (5) 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した見積りがないときは、見積りに参加した者に対して、再度の見積書の提出を求めることがある。

8 契約書等の作成

契約書又は請書の作成の有無は、見積依頼公告で提示する。

9 結果の公表

見積合わせの結果は、当局ホームページにて公表する。

10 その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積合わせに参加する者が負担する。
- (2) 契約の相手方を決定するため、見積合わせの参加者に対して追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。
- (3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) その他の手続きについては、一般競争の手続きを簡略化して準用するものとする。
- (5) 見積人は、見積書を提出した後にこの要領、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この要領は、令和 5 年 2 月 21 日から適用する。

見 積 書

年 月 日

担当官
長
殿

(見積人)
住 所
商号又は名称
代表者氏名

¥
ただし、〇〇 の代金

品 名	型 番	単 価	数 量	単 位	金 額
合 計					

上記のとおり、見積依頼公告、仕様書等を承知の上、見積します。

(注意事項)

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 記載する金額は、税抜き金額とする。

電子くじ番号 (3桁)			
-------------	--	--	--

見 積 書

年 月 日

担当官
長

殿

(見積人)
住 所
商号又は名称
代表者氏名

¥

ただし、〇〇 の代金

上記のとおり、見積依頼公告、仕様書等を承知の上、見積します。

(注意事項)

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 記載する金額は、税抜き金額とする。

電子くじ番号 (3桁)			
-------------	--	--	--

見 積 内 訳 書

年 月 日

担当官
長
殿

(見積人)
住 所
商号又は名称
代表者氏名

¥

ただし、〇〇 の代金

品 名	型 番	単 価	数 量	単 位	金 額
合 計					

上記のとおり、見積依頼公告、仕様書等を承知の上、見積りします。

(注意事項)

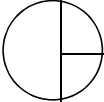
- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 記載する金額は、税抜き金額とする。

見積書を入れる封筒の記載例

表

〇〇〇〇〇〇担当官 東北農政局〇〇事業（務）所長 殿 〇〇の購入 見積書在中 年 月 日 見積合わせ	商号又は氏名 住 所 電 話 番 号
--	----------------------------------

裏

	※  、緘等の封字、封緘処理をすること。
---	---

別紙様式 2 - 2

見積書を入れた封筒を、郵送等により提出する際の表封筒の記載例

表	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 東北農政局〇〇事業（務）所〇〇課〇〇 宛 「〇〇の購入に係る見積書在中」 ※親展 年 月 日 見積合わせ	商号又は氏名 住 所 電 話 番 号
	裏	

- (注意事項)
- 1：※「親展」は朱書きとすること。
 - 2：書留郵便又は「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便で送付すること。
 - 3：縦横は問わない。